

亀山市告示第177号

亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・第2子以降分）交付要綱を次のように定める。

令和4年8月3日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・第2子以降分）交付要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定不妊治療費（先進医療）助成金（第4条—第9条）

第3章 第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加助成金（第10条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この告示は、不妊治療のうち、特定不妊治療を受けた夫婦に対しこれに要した費用の一部を助成することにより、その経済的な負担の軽減を図るとともに、少子化対策に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「夫婦」とは、法律上の婚姻をしている者又は事実上の婚姻関係にある者（治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある者に限る。）をいう。

2 この告示において「特定不妊治療」とは、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された夫婦に対し、医師により行われる体外受精又は顕微授精による治療（医師の判断により、やむを得ず中止した治療を含む。ただし、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く。）のうち、市長が認めたものをいう。

3 この告示において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）

- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（助成金の名称及び種類）

第3条 この告示により交付する助成金の名称は、亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・第2子以降分）（以下「助成金」という。）という。

2 助成金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特定不妊治療（先進医療）助成金 三重県特定不妊治療、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金交付要領（平成18年10月1日施行。以下「県要領」という。）第2条の2により市が実施し、交付する助成金
- (2) 第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加助成金 県要領第3条の2により市が実施し、交付する助成金

第2章 特定不妊治療（先進医療）助成金

（助成の対象）

第4条 助成の対象は、保険診療の特定不妊治療と併用して実施された先進医療で当該先進医療の実施医療機関として厚生労働省地方厚生局へ届出を行っている又は承認されている保険医療機関（以下この章において「保険医療機関」という。）で実施された先進医療にかかった費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、助成の対象としない。

- (1) 医療保険各法による療養及び医療の給付を受けた治療に係る費用
- (2) 食事代、入院費、文書料及び凍結保存に係る費用
- (3) 他の地方公共団体で同種の助成を受けた場合、当該助成の対象となった期間の治療に係る費用
- (4) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療に係る費用
- (5) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入することにより当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの）に係る費用
- (6) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できな

い場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入することにより当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの)に係る費用(交付対象者)

第5条 助成金の交付対象者は、保険医療機関において保険診療の特定不妊治療を受けた者のうち、次の要件を満たすものとする。

- (1) 医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又はその被扶養者であること。
- (2) 夫婦のどちらか一方が、第7条の規定による申請時に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者(日本国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項に規定する在留期間を超えていない者に限る。)であること。

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条に規定する医療扶助若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する医療支援給付の対象外の治療を受けた者は、助成金の交付対象者としなない。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を助成金の交付対象者としなないことができる。

- (1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第1号)及び亀山市認定こども園条例(平成27年亀山市条例第30号)に規定する利用者負担額等
- (2) 亀山市農業集落排水処理施設条例(平成17年亀山市条例第124号)に規定する使用料
- (3) 亀山市営住宅条例(平成17年亀山市条例第135号)に規定する家賃
- (4) 亀山市公共下水道条例(平成17年亀山市条例第131号)に規定する使用料
- (5) 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年亀山市条例第34号)に規定する負担金等
- (6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第2号)に規定する利用者負担額

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、対象者が先進医療1回に要した費用に10分の7を乗じた額

(その額が5万円を超えるときは、5万円)とする。

2 前項の規定により算出された助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第7条 助成を受けようとする者は、1回の治療ごとに、市長が別に定める申請書に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、特定不妊治療が終了した日から起算して60日以内に行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査した上でその可否を決定し、書面により申請者に通知するものとする。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段によりこの告示による助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付した助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

第3章 第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加助成金

(助成の対象)

第10条 助成の対象は、次に掲げる保険適用終了後の第2子以降の特定不妊治療に対する回数追加事業に係る保険適用外の特定不妊治療に要した費用とする。

(1) 新鮮胚移植を実施したもの

(2) 凍結胚移植を実施したもの(採卵・受精後、1周期から3周期までの間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合に限る。)

(3) 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施したもの

(4) 体調不良等により移植のめどが立たず治療を終了したもの

(5) 受精できなかったもの又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止したもの

(6) 採卵したが卵が得られないため又は状態の良い卵が得られないため中止したもの

2 第4条第2項の規定は、前項の助成の対象について準用する。

(交付対象者)

第11条 助成金の交付対象者は、特定不妊治療を受けた者のうち、次の要件を満たすものとする。

- (1) 医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又はその被扶養者であること。
- (2) 夫婦のどちらか一方が、第14条の規定による申請時に住民基本台帳法に基づき市の住民基本台帳に記録されている者（日本国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項に規定する在留期間を超えていない者に限る。）であること。
- (3) 保険適用の上限回数治療を終了したもの
- (4) 助成の対象となった治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- (5) 夫婦から出生した実子が1人以上いること。
- (6) 生殖補助医療に係る保険医療機関において特定不妊治療を受けたこと。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の助成金の交付対象者について準用する。

(助成金の額)

第12条 助成金の額は、特定不妊治療1回ごとの費用とする。ただし、1回における助成は、第10条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる治療内容にあつては30万円を、同項第3号及び第6号に掲げる治療内容にあつては17万5千円を限度とする。

2 第6条第2項の規定は、前項の助成金の額について準用する。

(助成の回数)

第13条 助成の回数は、保険適用を受けた回数と合わせて通算8回（県要領第3条の2により市以外の地方公共団体が実施する同様の助成事業による助成を受けた場合にあつては、これらの助成事業において受けた助成の回数を通算するものとする。）を限度とする。

(準用)

第14条 第7条から第9条までの規定は、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加助成金の交付について準用する。

第4章 雑則

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日以後に治療を開始した特定不妊治療について適用する。